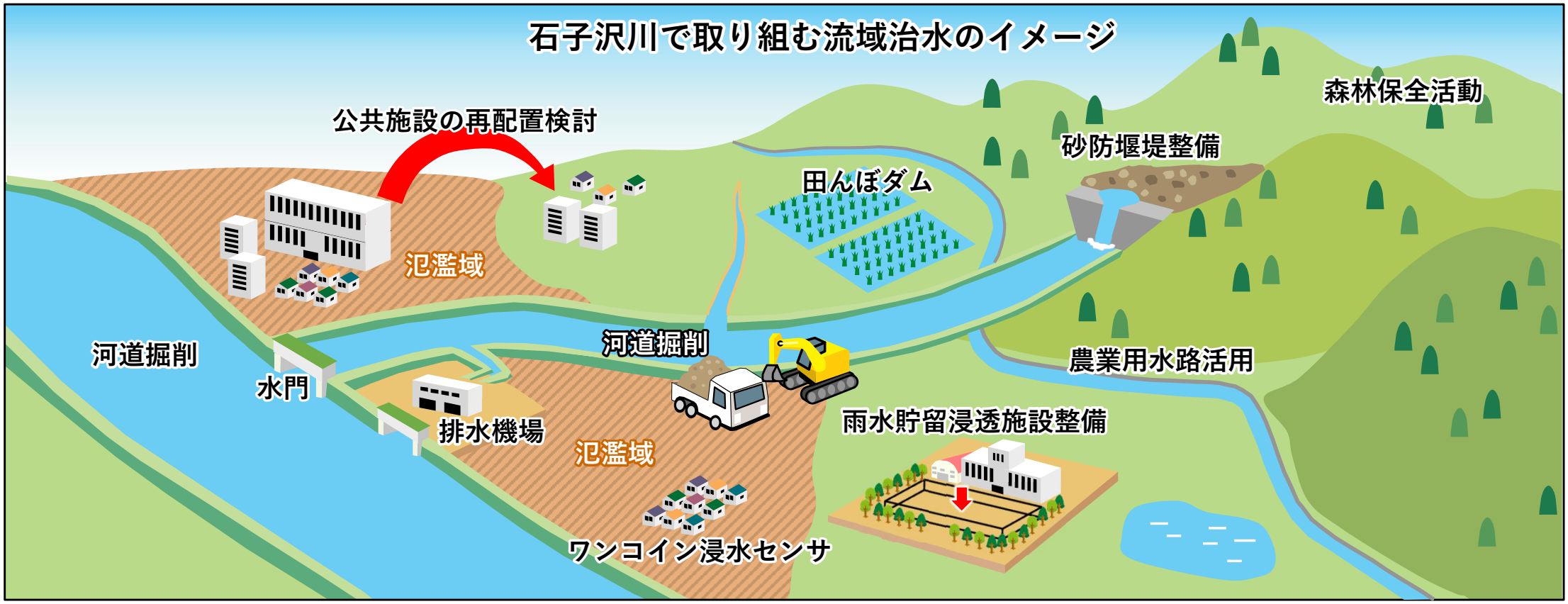
もがみがわ 緊急治水対策プロジェクト

地域を“みず”から守る
～ 最上川流域治水 ～

流域治水

資料－1

第2回協議会の振り返り及び パブリックコメントによる意見等を踏まえた計画見直しについて



令和7年3月26日

第2回　石子沢川流域水害対策協議会の開催概要

もがみがわ 緊急治水対策プロジェクト　流域治水

- 令和７年２月２１日に「第２回石子沢川流域水害対策協議会」を開催。
- 実務者会議を経てとりまとめた計画（素案）内容について説明を行い、「石子沢川流域水害対策計画（素案）」を了承。今後、パブリックコメントを実施し、地域からの意見を踏まえて令和７年３月中の計画策定を目指すことを確認した。



東北地方整備局　安岡（やすおか）副局長

- 気候変動における水災害の頻発化・激甚化は山形県内においても影響が大きく、流域全体で取り組む「流域治水」の必要性が一層高まっている。
- 石子沢流域水害対策計画の素案は、流域にある地形、施設等を有効に活用し、流域のあらゆる関係者が連携して取り組む対策となっている。忌憚のないご意見を。



中山町（なかやまちょう）　佐藤（さとう）町長

- 最上堰（農業用水路）の機能は町内の浸水対策に直結するものであり、計画の実現に向け最上堰土地改良区と連携を強化していきたい。
- 隣接する山辺町とこれまで以上に、助け合い、協力しながら災害に強いまちづくりを進めていきたい。
- 町内には、石子沢川流域以外にも浸水対策が必要な地域があるので、今回の計画をベースに町全域で、包括的な雨水災害対策の検討を進めていきたい。
- 計画案を町民皆様からご意見を頂戴し、より良い計画となるよう努めていきたい。



山辺町（やまのべまち）　安達（あだち）町長

- いつ訪れるかわからない災害に対して危機感を持って、備えていく必要があると考えている。
- 町として新規に排水ポンプ車整備を予定している。また、中山町と災害に関する応援協定の締結を進めている。
- 国・県・中山町、関係機関と連携して安全なまちづくりに向け、取り組んでいきたい。



ゲンサイデイズ　細谷（ほそや）代表

- 中山町での切れ目のない防災教育は、災害の仕組み、防災対策、避難行動、その後の暮らしの復興まで、学校教育で体験し、学ぶ事ができるように取り組んでいる。
- 石子沢川流域で生まれたこの防災教育が、最上川流域の県民にも暮らしの工夫として発展、拡大するような防災教育の基礎となるのではないかと期待している。



山形県県土整備部　工藤（くどう）技術統括監

- 河川管理者の取組のほか、雨水貯留施設整備、田んぼダムや農業用水路といった農業施設を活用した取り組みなど、あらゆる関係機関が連携した総合的な計画となっている。
- 石子沢川流域が対策の実施により、水害に強い地域となり、この取り組みが他の河川における新たな流域治水のモデルとなることを期待したい。







意見交換の様子

【出席者】

山形県知事（代理）県土整備部　工藤技術統括監
山辺町　安達町長
中山町　佐藤町長
最上堰土地改良区（代理）　青柳副理事長
ゲンサイデイズ　細谷代表
東北農政局農村振興部長（代理）　原子水利調整推進室長
気象庁山形地方気象台　有賀台長
東北地方整備局局長（代理）　安岡副局長

パブリックコメントの実施内容

もがみがわ 緊急治水対策プロジェクト　流域治水

- 令和7年2月25日～3月11日の期間で、計画（素案）に対するパブリックコメントを実施。
- 意見募集にあたっては、WEBサイトへの掲載や中山町広報により周知を実施。

パブリックコメント開始の記者発表

記者発表資料

もがみがわ 緊急治水対策プロジェクト　流域治水

令和７年２月２５日
国土交通省東北地方整備局
山形河川国道事務所

「石子沢川流域水害対策計画」への ご意見をお聞かせください！！

最上川水系石子沢川等（石子沢川、新堀川の２河川）は、令和６年３月５日に山形県で初となる特定都市河川及び特定都市河川流域の指定となり、令和６年４月に石子沢川流域水害対策協議会を発足し、検討を進めてまいりました。

今般、「石子沢川流域水害対策計画（素案）」が策定されたことから、地域の皆様の声を計画に反映し、流域のあらゆる関係者が一体となった流域治水に取り組む計画とするため、パブリックコメント及び住民説明会を実施します。

１．ご意見の募集期間：令和７年２月 25 日（火）～令和７年３月 11 日（火）

２．公表資料の閲覧場所：山形河川国道事務所 HP にて公表
（https://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/river/public-comment/index.html ）

３．ご意見の提出方法・提出先
各閲覧場所での意見箱への投函、郵送、FAX、メールでの意見の募集を行います。
郵便の場合：〒990-9580　山形県山形市成沢西四丁目３番５５号
FAX の場合：023-688-8438
電子メールの場合：thr-761chouichi@ki.mlit.go.jp

４．パブリックコメント及び住民説明会の実施については、別紙２のとおり
別紙１ 石子沢川等における特定都市河川指定に係るこれまでの取り組みと今後の予定
別紙２ 「石子沢川流域水害対策計画」に対するパブリックコメント及び住民説明会
参考 石子沢川等における特定都市河川流域の現状と課題のポイント

＜発表記者会＞山形県政記者クラブ、山形建設業界専門紙

【問い合わせ先】
（事務局）
国土交通省　東北地方整備局　山形河川国道事務所
住　所：山形市成沢西４丁目３番 55 号
電　話：023-688-8933（流域治水課直通）
流域治水課長　今野（こんの）　浩一（こういち）（内線　351）

募集案内（WEBサイトへの掲載状況）

河川
石子沢川流域水害対策計画（素案）パブリックコメント

概要

気候変動の影響による水災害の激甚化に伴い、最上川水系石子沢川等では、流域のあらゆる関係者による協働した総合的かつ多層的な水害対策の実施に向け、令和6年3月に山形県で初となる特定都市河川の指定を行い、自治体や関係機関等による協議会を組織し、「石子沢川流域水害対策計画」の策定に向けて検討を進めてきました。

今回、「石子沢川流域水害対策計画（素案）」について、関係住民の皆様からのご意見を募集します。

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、当該ご意見に対する考え方と併せ公表するとともに、「石子沢川流域水害対策計画」に反映させていただきます。

公表資料　※こちらからダウンロードしてください

- 「石子沢川流域水害対策計画（案）」【説明資料】（PDF 30.9MB）
- 「石子沢川流域水害対策計画（素案）」（PDF 41.9MB）
- 意見書（Word 26KB）

資料の閲覧場所

閲覧場所	住所	電話番号
国土交通省 山形河川国道事務所（4階）	山形市成沢西4丁目3番55号	023-688-8933 （流域治水課）
山形県県土整備部 河川課（11階）	山形市松波2丁目8番1号	023-630-2619 （河川課）
山形県村山総合支庁 建設部河川砂防課（5階）	山形市鉄砲町2丁目19－68	023-621-8232 （河川砂防課）
山辺町防災対策課（2階）	東村山郡山辺町緑ケ丘5番地	023-667-1119 （防災対策課）
中山町総務広報課 防災安全対策室（2階）	東村山郡中山町大字長崎120番地	023-662-4899 （防災安全対策室）

募集案内（中山町WEBサイトへの掲載）

『石子沢川流域水害対策計画』に対するパブリックコメント（意見公募）及び住民説明会

最上川水系石子沢川等（石子沢川、新堀川の2河川）は、令和6年3月5日に山形県で初となる特定都市河川及び特定都市河川流域の指定となり、令和6年4月に石子沢川流域水害対策協議会が発足され、検討が進められてきました。

今般、「石子沢川流域水害対策計画（素案）」が示され、地域の皆様の声を計画に反映し、流域のあらゆる関係者が一体となった流域治水に取り組む計画とするため、次のとおりパブリックコメント及び住民説明会が実施されます。

1．パブリックコメント

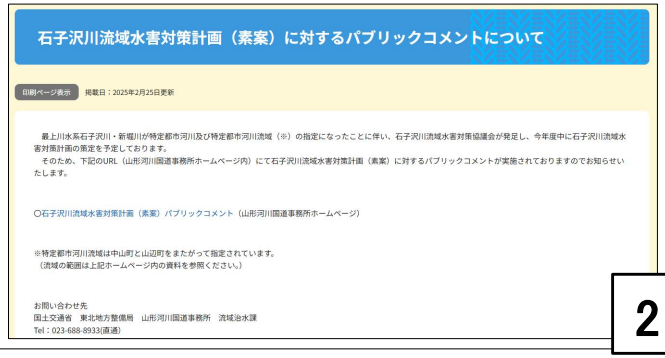
【意見の募集期間】
令和7年2月25日（火曜日）～令和7年3月11日（火曜日）

【公表資料】
山形河川国道事務所ホームページにて公表
（https://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/river/public-comment/index.html）

【資料の閲覧場所】
1. 山形河川国道事務所ホームページへの掲載
2. 中山町総務広報課防災安全対策室（2階）での閲覧

【意見の提出方法・提出先】
閲覧場所での意見箱への投函、郵送、ファックス、メールでの意見の募集を行います。
郵送の場合：〒990-9580 山形市成沢西4丁目3番55号
ファックスの場合：023-688-8438
電子メールの場合：thr-761chouichi@ki.mlit.go.jp

募集案内（山辺町WEBサイトへの掲載）


石子沢川流域水害対策計画（素案）に対するパブリックコメントについて

印刷ページ表示　掲載日：2025年2月25日更新

最上川水系石子沢川・新堀川が特定都市河川及び特定都市河川流域（※）の指定になったことに伴い、石子沢川流域水害対策協議会が発足し、今年度中に石子沢川流域水害対策計画の策定を予定しております。
そのため、下記のURL（山形河川国道事務所ホームページ内）にて石子沢川流域水害対策計画（素案）に対するパブリックコメントが実施されておりますのでお知らせいたします。

○石子沢川流域水害対策計画（素案）パブリックコメント（山形河川国道事務所ホームページ）

※特定都市河川流域は中山町と山辺町をまたがって指定されています。
（流域の範囲は上記ホームページ内の資料を参照ください。）

お問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　山形河川国道事務所　流域治水課
Tel：023-688-8933(直通)

パブリックコメントの実施状況

もがみがわ 緊急治水対策プロジェクト　流域治水

- 2会場（中山町中央公民館、保健福祉センター）で、3月9・10日に、「石子沢川流域水害対策計画」（素案）説明会を開催した。
- パブリックコメント期間中、計画（素案）に対し、メール、郵送等での意見が計９通１５件、また、各説明会においても計１６件の意見が出された。

パブリックコメント及び住民説明会の案内

もがみがわ 緊急治水対策プロジェクト　流域治水

令和７年２月２５日

「石子沢川流域水害対策計画」へのご意見をお聞かせください！！

最上川水系石子沢川等（石子沢川、新堀川の２河川）は、令和６年３月５日に山形県で初となる特定都市河川及び特定都市河川流域の指定となり、令和６年４月に石子沢川流域水害対策協議会を発足し、検討を進めてまいりました。

今般、「石子沢川流域水害対策計画（素案）」が策定されたことから、地域の皆様の声を計画に反映し、流域のあらゆる関係者が一体となった流域治水に取り組む計画とするため、パブリックコメント及び住民説明会を実施します。

「石子沢川流域水害対策計画」に対するパブリックコメント及び住民説明会

１．パブリックコメント

○ご意見の募集期間：令和７年２月２５日（火）～令和７年３月１１日（火）

○公表資料：山形河川国道事務所 HP にて公表、【石子沢川流域水害対策計画】で検索
（https://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/river/public-comment/index.html）

○資料の閲覧場所

資料については、上記サイト又は QR コードを使用し、ダウンロードできるほか、以下場所でも閲覧できます。

閲覧場所	住所	電話番号
国土交通省 山形河川国道事務所（４階）	山形市成沢西４丁目３番 55 号	023-688-8933 （流域治水課）
山形県県土整備部 河川課（11 階）	山形市松波２丁目８番１号	023-630-2619 （河川課）
山形県村山総合支庁 建設部河川砂防課（５階）	山形市鉄砲町２丁目 19-68	023-621-8232 （河川砂防課）
山辺町防災対策課（２階）	東村山郡山辺町緑ヶ丘５番地	023-667-1119 （防災対策課）
中山町総務広報課 防災安全対策室（２階）	東村山郡中山町大字長崎 120 番地	023-662-4899 （防災安全対策室）

○ご意見の提出方法・提出先

各閲覧場所での意見箱への投函、郵送、FAX、メールでの意見の募集を行います。

郵送の場合　：〒990-9580　山形県山形市成沢西四丁目３番５５号

ＦＡＸの場合：023-688-8438　　電子メールの場合：thr-761chouichi@ki.mlit.go.jp

２．住民説明会

○最上川水系石子沢川及び新堀川の流域市町村を対象に住民説明会を以下のとおり実施します。

【第１回】日時：令和７年３月９日（日）午前１０時から　会場：中山町中央公民館大ホール

【第２回】日時：令和７年３月１０日（月）午後７時から　会場：中山町保健福祉センター研修室

※　皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、当該ご意見に対する考え方と併せ、公表するとともに、「石子沢川流域水害対策計画」に反映させていただきます。

【問い合わせ先】

国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所　流域治水課長　今野浩一　電話 023-688-8933

中山町総務広報課防災安全対策室　室長　村山聡　電話 023-662-4899

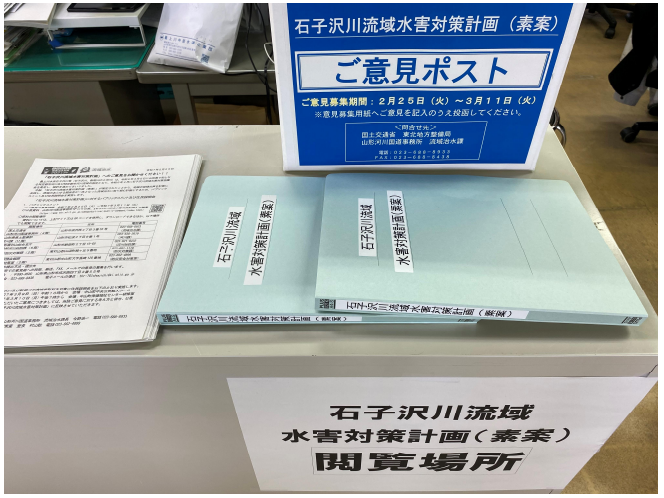
資料閲覧場所・意見書投函箱設置状況



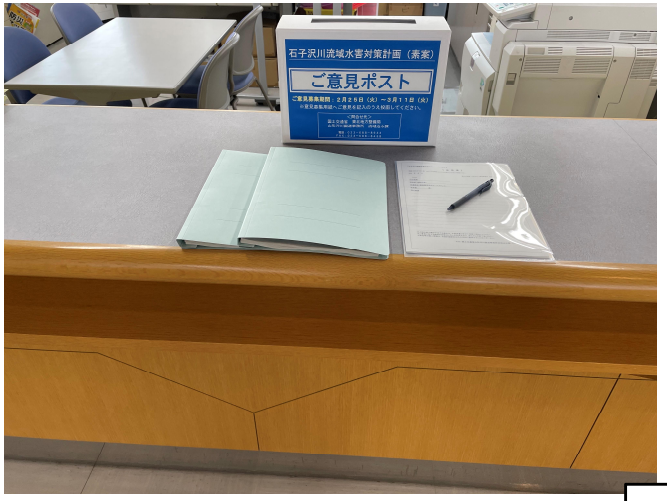
山形河川国道事務所



山形県



中山町



山辺町

「石子沢川流域水害対策計画」（素案）に関する説明会開催状況

もがみがわ 緊急治水対策プロジェクト　流域治水

● 「石子沢川流域水害対策計画」（素案）について、住民説明会を開催し、延べ４５人が参加。

【第1回説明会】

■ 日時：令和7年3月9日（日）
　　10:00～
■ 会場：中山町中央公民館大ホール
■ 住民参加者：30人







【第2回説明会】

■ 日時：令和7年3月10日（月）
　　19:00～
■ 会場：中山町保健福祉センター研修室
■ 住民参加者：15人






＜主な意見＞

- 最上堰について、大江町の堰から取水しているが、洪水時操作等について適切に実施できるよう情報共有など連携をお願いしたい。
- 石子沢川排水機場の操作について、操作員の待避水位等は設定してあるが、石子沢川流域住民の待避する基準こそ明示等するべきでないか。
- 排水ポンプを停止しているが、停止すれば家屋浸水するのは当たり前である。排水ポンプを停止しないでほしい。
- 令和2年7月豪雨の際に床下浸水の被害があった。石子沢川の低い所に擁壁のような若干高さのあるものを設置してほしい。
- 堆積土砂も撤去いただいているが、すぐ溜まるので引き続き対策を実施いただきたい。
- 最上川の堤防だけは、壊れないように管理をしてほしい。
- 石子沢川下流域の対策のみで、上流部には触れられていないと感じた。
- 護岸の未改修区間について、草木が繁茂している。早急に改修を進めてほしい。
- 砂防ダムも設置してあるが、満杯状態である。堆積土砂撤去、新たな砂防ダムの設置等検討してほしい。

パブリックコメントの実施結果（意見の整理）

- 今回のパブリックコメントでは、メール及び郵送等により提出された意見が９通計１５件、住民説明会（２会場）において出された意見が計１６件出された。
- 意見集約の結果、メール及び郵送での意見、住民説明会での意見共に流域治水に関する意見と施設整備に関する意見が出された。

【メール及び郵送等での意見（全15件）】

項　目	意見分類	意見総数	計画に反映する意見	計画に含まれている内容	参考とする意見
流域治水に関する意見	その他	8	0	0	8
施設整備に関する意見	河川整備・管理	7	2	1	4
合　計		15	2	1	12

【住民説明会での意見（全16件）】

項　目	意見分類	意見総数	計画に反映する意見	計画に含まれている内容	参考とする意見
流域治水に関する意見	計画目標・内容	1	0	1	0
	関係機関連携	1	0	1	0
	その他	9	0	1	8
施設設備に関する意見	河川整備・管理	5	1	0	4
合　計		16	1	3	12

【パブリックコメントによる意見を踏まえた計画書見直し事項】

計画（素案）に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し①

○ 分類：施設整備に関する意見　　○ 意見分類：河川整備・管理

パブリックコメント意見

［（意見）NO.9］
・川床の浚渫工事に付きましては、実施していただき感謝申し上げます。
・しかしながら、石子沢川本体の護岸未整備区間の整備に付いては触れておらず、残念に思います。
・現在においては地区民のボランティア活動に頼り、河川の保全管理を行っております。が、未整備区間の保全は困難で、高齢化に伴い十分に出来ない状況です。
・近い将来、流水の停滞、護岸の損傷等による崩壊、が心配されます。早急な改善をお願い致します。

［（意見）NO.12］
・石子沢の土積をきれいにしていただき有難うございまいた。
・川の流れもよくなったと喜んでおりましたが、昨年秋頃、自宅の側の川底に網に入った石が置かれ、上の方は水と砂が溜り始めました。
・３～４年前の大雨の時に氾濫しました。その時、町議会議員や区長、消防団等が土のうを運んでくれたり積んでもらい、大事にならず少々の床下浸水で済みました。
・でも、又大雨が降った時、川底の流れが止められているので、水が溢れないかと心配です。スムーズに流れるように、宜敷くお願いします。

［（説明会）NO.13］
・石子沢川下流域の対策のみで、上流部には触れられていないと感じた。
・護岸の未改修区間について、草木が繁茂している。早急に改修を進めてほしい。

意見への回答

［（意見）NO.9］
［（説明会）NO.13］
・石子沢川においては、今回の目標としている令和２年７月と同程度の洪水でも流下可能な河道となっております。
・石子沢川は、国と県の双方で管理しており、引き続き連携しながら、河道や河川管理施設の巡視や点検を行い、必要な修繕を行うなど、適切な維持管理行っていきます。

［（意見）NO.12］
・ご意見の箇所は、土砂撤去後の出水の際に、河底の低下が確認されたため、これ以上の低下を防ぎ、河底を安定させるため網に入った石（袋詰め玉石）を設置したものです。
・河道や河川管理施設の巡視や点検を行い、必要な修繕を行うなど、適切な維持管理行っていきます。

更新箇所		頁	見直し内容
第4章　特定都市河川の整備に関する事項	第2節　河川の維持管理	35	・河川の維持管理について見直し

パブリックコメント実施時点

4.2 河川の維持管理

国と県では、石子沢川の河道内に土砂が堆積し流下能力の低下が懸念される箇所において、流下能力の回復及び維持を目的に河道内堆積土砂の撤去を実施してきた。河道内の堆積状況や流下阻害状況を踏まえつつ、引き続き取り組んでいく。

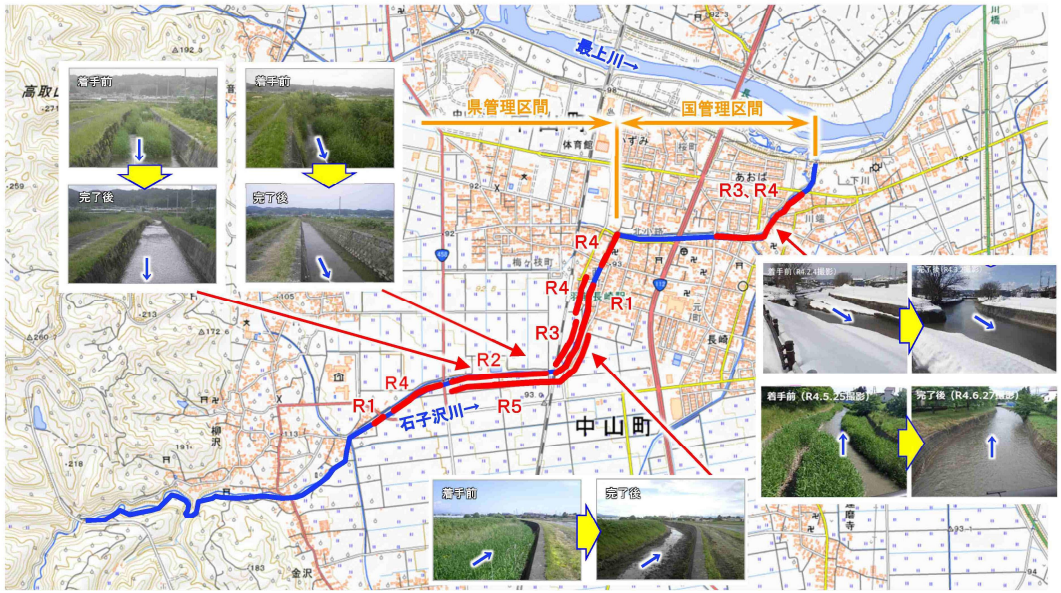


図 4.2.1　河川の維持管理

見直し（案）

4.2 河川の維持管理

国と県では、石子沢川の河道内に土砂が堆積し流下能力の低下が懸念される箇所において、流下能力の回復及び維持を目的に河道内堆積土砂の撤去を実施してきた。河道内の堆積状況や流下阻害状況を踏まえつつ、引き続き取り組んでいく。

また、河道や河川管理施設の巡視や点検を行い、必要な修繕を行うなど、適切な維持管理を行っていく。

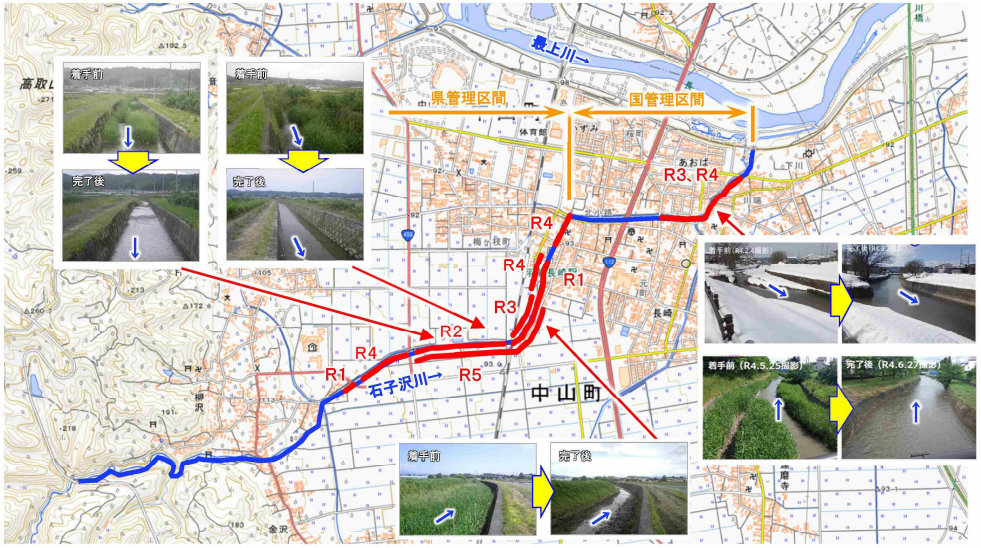


図 4.2.1　河川の維持管理

【協議会等を踏まえた計画書見直し事項】

計画（素案）に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し①

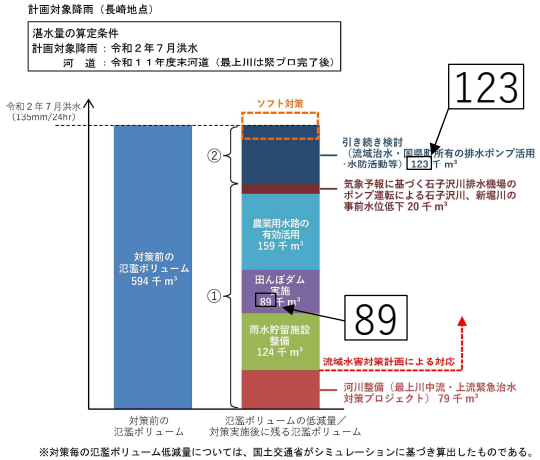
更新箇所		頁	見直し内容
第3章　都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	第2節　流域水害対策計画における浸水被害対策	29	・流域水害対策計画における浸水被害対策実施後の効果量を見直し

パブリックコメント実施時点

3.2 流域水害対策計画における浸水被害対策

石子沢川流域水害対策計画においては、流域全体での対策が必要となることから、雨水貯留浸透施設の整備や水田貯留（田んぼダム）、貯留機能保全区域の検討、農業用水路の有効活用等の流域対策を活用し取り組む。

また、緊急治水対策プロジェクトによる最上川本川の河川整備を実施する。さらに、計画を上回る洪水に対しても、氾濫の被害を出来るだけ軽減するソフト対策を推進する。



※対策毎の氾濫ボリューム低減量については、国土交通省がシミュレーションに基づき算出したものである。

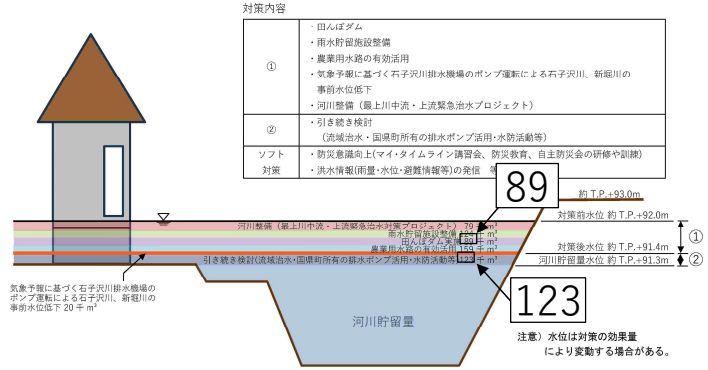


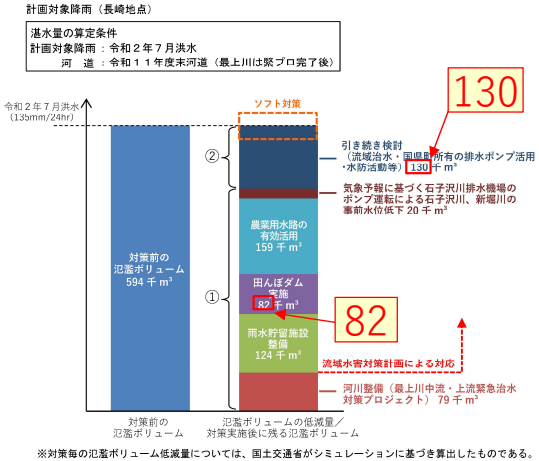
図 3.2.1　流域水害対策計画における氾濫ボリューム及び水位の低減効果

見直し（案）

3.2 流域水害対策計画における浸水被害対策

石子沢川流域水害対策計画においては、流域全体での対策が必要となることから、雨水貯留浸透施設の整備や水田貯留（田んぼダム）、貯留機能保全区域の検討、農業用水路の有効活用等の流域対策を活用し取り組む。

また、緊急治水対策プロジェクトによる最上川本川の河川整備を実施する。さらに、計画を上回る洪水に対しても、氾濫の被害を出来るだけ軽減するソフト対策を推進する。



※対策毎の氾濫ボリューム低減量については、国土交通省がシミュレーションに基づき算出したものである。

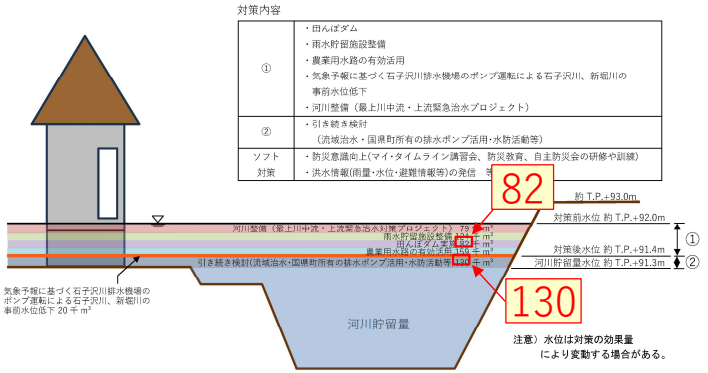


図 3.2.1　流域水害対策計画における氾濫ボリューム及び水位の低減効果

計画（素案）に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し③

更新箇所		頁	見直し内容
第5章 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設整備その他の浸水被害防止に関する事項	第4節 水田貯留、田んぼダムの推進	43	・田んぼダムの面積について見直し

パブリックコメント実施時点

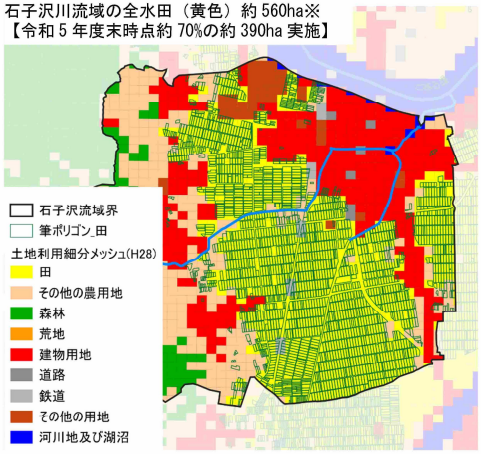
5.4 水田貯留、田んぼダムの推進

流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置等をすることで、排水量を調整する田んぼダム（流域内全田んぼ約560ha）を積極的に推進する。

推進にあたっては、「最上堰広域活動組織（最上堰土地改良区）」が中心となって、田んぼダムの効果や普及活動等、関係機関や農家等との合意形成に向けた取り組みを展開し、流域全体の普及拡大を図っていく。



出典：中山町内の水田における田んぼダムの取組について令和５年２月22日　最上堰広域活動組織



※流域内水田の集計は、最新の国土数値情報（国土交通省出典）による。

図 5.4.1　水田貯留、田んぼダムの推進

見直し（案）

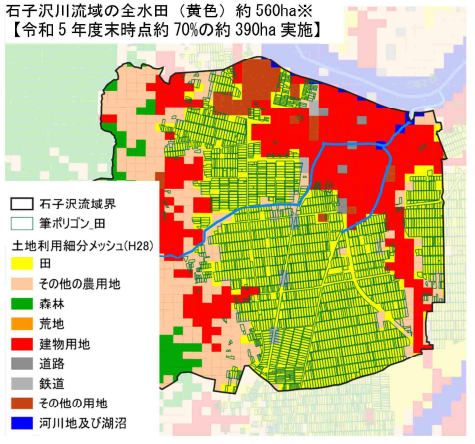
5.4 水田貯留、田んぼダムの推進

流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置等をすることで、排水量を調整する田んぼダム（流域内全田んぼ約560haのうち転作を考慮し、８割で実施を目指す）を積極的に推進する。

推進にあたっては、「最上堰広域活動組織（最上堰土地改良区）」が中心となって、田んぼダムの効果や普及活動等、関係機関や農家等との合意形成に向けた取り組みを展開し、流域全体の普及拡大を図っていく。



出典：中山町内の水田における田んぼダムの取組について令和５年２月22日　最上堰広域活動組織



※流域内水田の集計は、最新の国土数値情報（国土交通省出典）による。

図 5.4.1　水田貯留、田んぼダムの推進

計画（素案）に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し④

更新箇所		頁	見直し内容
第9章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	第1節 浸水被害軽減に向けたソフト対策	57	・最新の防災教育の写真を追加

パブリックコメント実施時点

9.浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

9.1 浸水被害軽減に向けたソフト対策

浸水被害軽減に向けたソフト対策として、中山町防災情報システムの整備、マイ・タイムライン作成講習の実施、切れ目のない防災教育への取り組み等により流域全体の防災力向上を図る。

マイ･タイムライン作成講習会の実施

マイ・タイムライン の作成方法を学ぶことを目的とした講習会実施。



マイ･タイムライン作成講習会の様子



各班に町や国等の職員が作成を補助

切れ目のない防災教育

防災意識の高い人材を育てるための切れ目のない防災教育の取り組み。



出典：広報なかやま

町では「防災･減災･災害に強いまちづくりに向けた取り組み」として防災教育を実施。
幼児期から中学生まで発達段階に合わせ自らの生きる力を養い、防災意識を高く持ってまちづくりに参画する人材を育成することを目的にしている。

自主防災組織等の研修や訓練

災害に迅速に対処するため、自主防災組織で研修や訓練を実施。



自主防災組織 研修会の様子

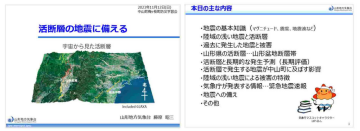


図 9.1.1 浸水被害軽減に向けたソフト対策の事例

見直し（案）

9.浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

9.1 浸水被害軽減に向けたソフト対策

浸水被害軽減に向けたソフト対策として、中山町防災情報システムの整備、マイ・タイムライン作成講習の実施、切れ目のない防災教育への取り組み等により流域全体の防災力向上を図る。

マイ･タイムライン作成講習会の実施

マイ・タイムライン の作成方法を学ぶことを目的とした講習会実施。



マイ･タイムライン作成講習会の様子



各班に町や国等の職員が作成を補助

切れ目のない防災教育

防災意識の高い人材を育てるための切れ目のない防災教育の取り組み。







出典：広報なかやま

町では「防災･減災･災害に強いまちづくりに向けた取り組み」として防災教育を実施。
幼児期から中学生まで発達段階に合わせ自らの生きる力を養い、防災意識を高く持ってまちづくりに参画する人材を育成することを目的にしている。

自主防災組織等の研修や訓練

災害に迅速に対処するため、自主防災組織で研修や訓練を実施。



自主防災組織 研修会の様子



図 9.1.1 浸水被害軽減に向けたソフト対策の事例

計画（素案）に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し⑤

更新箇所		頁	見直し内容
第9章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	第4節 浸水時における地域防災力の向上に資する施設整備	62	・山辺・中山両町の災害に関する相互応援協定の締結を追加

パブリックコメント実施時点

9.4 浸水時における地域防災力の向上に資する施設整備

浸水状況把握のためのワンコイン浸水センサ実証実験（国土交通省）に参加し、中山町で6箇所に設置済である。浸水センサの避難に関する活用、広域避難・垂直避難に関する検討を行う。

また、最上川流域治水プロジェクトにおける河道掘削土の提供を受け、垂直避難拠点整備事業にも着手している。

ワンコイン浸水センサを用いた浸水箇所の把握（中山町）

令和５年度、中山町では６ヵ所に設置済み。



浸水状況把握のためのワンコイン浸水センサ実証実験（国土交通省）に参加。



垂直避難拠点整備事業（中山町）

最上川流域治水プロジェクトにおける河道掘削土の提供を受け、垂直避難拠点整備事業に着手。



図 9.4.1　石子沢川流域における地域防災力向上に資する施設整備

見直し（案）

9.4 浸水時における地域防災力の向上に資する施設整備等

浸水状況把握のためのワンコイン浸水センサ実証実験（国土交通省）に参加し、中山町で6箇所に設置済である。浸水センサの避難に関する活用、広域避難・垂直避難に関する検討を行う。

最上川流域治水プロジェクトにおける河道掘削土の提供を受け、垂直避難拠点整備事業にも着手している。

また、安全な避難所の確保をはじめとした災害対応に関する課題の解消に向け、山辺・中山両町の災害に関する相互応援協定の締結を行う。

ワンコイン浸水センサを用いた浸水箇所の把握（中山町）

令和５年度、中山町では６ヵ所に設置済み。



浸水状況把握のためのワンコイン浸水センサ実証実験（国土交通省）に参加。



垂直避難拠点整備事業（中山町）

最上川流域治水プロジェクトにおける河道掘削土の提供を受け、垂直避難拠点整備事業に着手。



図 9.4.1　石子沢川流域における地域防災力向上に資する施設整備

山辺・中山両町による「災害時における相互応援に関する協定」の締結について

令和７年２月５日
総務広報課防災安全対策室

１．背景・経緯

○　県管理河川の洪水浸水想定区域の追加指定や、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の公表を踏まえ、山辺・中山両町では浸水害や土砂災害から安全に身を守れる避難所の確保について課題意識があり、昨年 12 月に意見交換を実施

○　その際、安全な避難所の確保をはじめとした災害対応に関する課題の解消に向け、山辺・中山両町が可能な範囲で相互に協力していく方向で一致

○　山辺・中山両町の災害に関する相互協力について、その内容を明確にし、連携の強化を図るため、相互応援協定の締結を目指すもの

２．協定の概要

この協定の主な内容は次のとおり

■協定の目的

・災害の発生又は発生するおそれがあり、それぞれの町独自では被災者支援等の応急措置ができない、又は災害状況や地域特性により安全な避難所を確保することが困難な場合に、両町の相互応援及び協力により、支援物資や安全な避難所等を確保することで、両町の被害の軽減と住民生活の安定化を図る

■応援の内容

・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
・応急対策用資機材（医薬品を含む。）の提供又は貸与
・応急活動に必要な職員の派遣
・安全な避難所の提供
・その他、特に要請があった事項
・応援に要した経費は、原則として応援を要請した町が負担

■情報の交換

・両町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように、災害時に提供が可能な避難所の候補を事前に共有
・両町の物資の備蓄状況等について情報交換

■他の協定との調整

・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定（平成７年１１月２０日締結）又は山形広域市町災害時相互応援に関する協定（平成１１年３月３０日締結）に定めがある場合は、その定めるところによる

３．協定に向けた行程（案）

２月　５日　庁内協議（課長会議提案・協議）
２月１８日　議会への報告（全員協議会）
３月中　　協定締結に係る起案決裁
３月２７日　協定締結式（山辺町役場）